

特記仕様書

本契約については、収穫調査委託仕様書、調査仕様書に定めるほか、以下によることとする。

1 林分の調査について

- (1) 製品生産資材の調査である。
- (2) 標準地調査法により、収穫面積の2%以上を調査面積とする。
- (3) 標準地内を毎木調査とする。

2 立木調査に用いる測樹用器具について

- (1) 四国森林管理局 収穫調査規程で定めている森林3次元計測システム OWL(以下「OWL」という。)とする。
- (2) 全天球カメラ付き OWL であること。

3 立木調査の解析について

- (1) 解析には、OWLManager Ver 2 以上 (以下「ソフトウェア」という。) を用いること。
- (2) ソフトウェア上の調査地範囲設定を用いて標準地領域・標準地面積を確定すること。
確定した標準地面積を収穫調査委託仕様書 第6に規定する確定した調査区域面積とする。
- (3) ソフトウェア上の復命書作成支援プラグインを用いて出力されたデータを国有林野情報管理システムへ取り込むこととする。
- (4) 解析に係り監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。

4 立木調査箇所の設定について

- (1) 標準地(標本ライン)の設定は、収穫調査支援アプリ(以下「アプリ」という。)を用いて設定すること。
- (2) 標準地(標本ライン)の設定には、無人航空機空撮画像によるオルソ画像をアプリに取り込み設定すること。
- (3) アプリにより設定された標準地(標本ライン)を立木調査箇所とする。
- (4) アプリにより設定した標準地(標本ライン)に立木計測の支障となる岩石がある場合は、監督職員と協議のうえ、標準地(標本ライン)を設定すること。
- (5) 標準地(標本ライン)の設定がアプリにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、標準地(標本ライン)を設定すること。
- (6) 監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。

5 標準地内の間伐木の選木・区域標示について

- (1) 間伐木の選木は省略とする。ソフトウェアでの選木も省略とする。
- (2) 計測した立木へのNo.テープ貼り付けは省略とする。

(3) 標準地域の標示は省略とする。ただし、計測の始点・終点にはテープにより標示すること。テープ色については、監督職員の指示によるものとする。

6 立木調査の解析に用いる樹高補正について

- (1) 標準地毎に6本以上、測高器を用いて計測すること。
- (2) 立木幹材積を求めるにあたっては、ソフトウェアで樹高補正した値を用いること。

7 OWL、ソフトウェア及びアプリで計測・解析・設定したファイルの提出について

- (1) ポータブル HDD 等の電磁記録媒体に OWL で取得されたファイル、ソフトウェアで調査データをエクスポートしたファイル、アプリで設定したファイル及びアプリに用いたオルソ画像を格納して提出すること。
- (2) 監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。

8 調査結果報告書に添付する提出物について

調査仕様書 第1に定める甲の指示する提出物は、次のとおりとする。

- (1) 要する提出物は、「実測図（縮尺 5,000 分の 1）」、「面積計算簿」、国有林野情報管理システムから出力する「収穫調査復命書」、「樹材種別一覧表(利用率付き)」。必要に応じて「採材調査野帳」。
- (2) 不要とする提出物は、「材積計算書」、「毎木調査野帳及び野帳集計表」、「樹高調査表」、「樹高曲線図」、「収穫位置図」、「測量野帳又は測量手簿」、「搬出系統図」。
- (3) 実測図（縮尺 5,000 分の 1）には、林地状況（樹種別、除地、崩壊地）を記載すること。QGIS を用いて作成した場合は、ファイルを上記7に格納し提出すること。
- (4) 面積計算簿は、林地状況毎に計測すること。QGIS を用いて計測した場合は、ファイルを上記7に格納し提出すること。
- (5) 提出物について、監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。

9 収穫区域界の区域標示について

- (1) 収穫区域界の区域標示間隔については、監督職員の指示によるものとする。
- (2) 収穫区域界の区域標示テープ色については、監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。

10 特記仕様書外の事項について

特記仕様書に定めていない事項については、監督職員及び受託者が協議して定めるものとする。

11 その他について

国有林野情報管理システムの収穫調査復命書備考欄に「地上型 3D レーザ計測による立木調査」と記載すること。